

厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）（抄） （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第1 1～4 （略） 5（検査のための採血に用いる医療機器を除く。）（1）～（4） （略） <u>（5） ヒトトロンビン</u> <u>（6）～（9）</u> （略） 別表第2 1～2 （略） <u>3 ヒトトロンビンを含有する医療機器（検査のための採血に用い る医療機器を除く。）</u>	別表第1 1～4 （略） 5（検査のための採血に用いる医療機器を除く。）（1）～（4） （略） （新設） <u>（5）～（8）</u> （略） 別表第2 1～2 （略） （新設）